

給料の手取りが増えた？

地方分権を進めるために、国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲が3兆円分行われることになり、それに伴い、2007年(平成19年)から所得税と住民税の税率が変わります。所得税は、現行10%~37%の4段階から改正後5%~40%の6段階に、住民税は、現行5%~13%の3段階から一律10%となり、要するに内訳が変わるだけで、所得税と住民税合わせた税率は最低15%~最高50%と改正後も現行と変わることはありません。

ところで、所得税と住民税とでは扶養控除などの人的控除など所得控除の金額に差があるものについては、税額に影響を与えないように調整措置があります。さらに、2006年までに入居し住宅ローン控除を適用する場合には、所得税の税率引き下げの影響を受けて所得税から控除しきれない部分は住民税からも控除できるよう、納税額は改正後も変わらないよう手当てされています。

法人の役員やサラリーマンなどの給与所得者は、所得税と住民税は毎月の給料より天引されていますが、所得税は2007年1月分から、住民税は6月から金額が変わることになりますのでご注意ください。

さて、具体的にどうかかわるのか。所得税については、事業者に対して11月頃に税務署より年末調整に関する封筒が届いているかと思います。中には手引きや用紙などが沢山入っていますが、その中に「平成19年1月以降分源泉徴収税額表」というのが入っています。これは、毎月の所得税の天引き額の一覧表ですが、平成18年分の同表と主な給与金額で見比べてみると次のように変わっています。

給与等の月額	2006年税額(円)		2007年税額(円)
20万円	2,700	→	1,500
30万円	9,040	→	5,020
50万円	23,510	→	17,990
80万円	69,990	→	69,640
100万円	104,650	→	110,960

注) 給与等の金額は、社会保険料控除後の金額です。税額はいずれも、扶養家族2人の場合です。

給料が概ね月80万円以下の方は、来年1月から毎月の税額が下がることになり、その分手取りが増えます。「あれ、確か2007年からは定率減税が廃止されるので、その分税金が増えて手取りが減るかと思っていた」と思われる方も多いのでは・・・。

しかし、残念ながらこの税金の減額は一時的なもので、来年6月からの住民税はほとんどの人で1~5月分より大きく増加しますので、手取りが1~5月分より減少します。さらに定率減税の廃止の影響もあるので、収入が2006年と変わらなければ年間の所得税と住民税の合計税額は2006年分よりも増加することになります。おいしい思い(手取りが増えた)をするのは、1月~5月の間だけですのぐれぐれもご注意ください！

個人事業者の方については、2007年分の確定申告(2008年3月申告)から影響を受けますので、しばしご静観いただきたいと思います。